

第 7 管理期間のくろまぐろ資源管理について

(くろまぐろ小型魚の漁業種類別・期間別配分)

1 小型魚の漁業種類別配分

(1) 配分の基準

- ・ 本県に配分された漁獲可能量のうち、1割を留保枠とし、9割を直近10年間の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分する（資源管理方針より）。
- ・ 期間別の配分割合は、過去の漁業者アンケートの結果を用いる。

(2) 試算

表 1 ベース数値

	数 量	備 考
①	32.9 トン	本県に対する配分量（別紙参照）
②	3.3 トン	上記うち留保枠（1割）
③	29.6 トン	配分量から留保枠を引いた値（①－②）

表 2 直近 10 年間の漁獲実績（2010～2019 年実績：ただし 2017 年と 2018 年を除く）

漁業種類	漁獲量	漁獲割合	
漁船漁業	116.7 トン	49.0%	④
定置漁業	121.5 トン	51.0%	⑤

表 3 漁業種類別配分量

漁業種類	配分量	備 考
漁船漁業	14.5 トン	=③×④
定置漁業	15.1 トン	=③×⑤

表 3 漁業種類別・期間別配分量の案

漁船漁業		14.5 トン	定置漁業		15.1 トン
	令和 3 年 4～6 月	1.1 トン		令和 3 年 3～6 月	0.8 トン
	令和 3 年 7～9 月	2.5 トン		令和 3 年 7～9 月	6.2 トン
	令和 3 年 10～12 月	9.5 トン		令和 3 年 10～12 月	7.7 トン
	令和 4 年 1～3 月	1.4 トン		令和 4 年 1～3 月	0.4 トン

2 今後の手続き

- ・ 3 月末：海区委員会において諮問（漁業法第 16 条第 2 項）
- ・ 3 月末：農林水産大臣の承認（同法第 16 条第 3 項）
- ・ 4 月 1 日：公表（同法第 16 条第 4 項）

2水管第1992号
令和2年12月24日

神奈川県知事 殿

農林水産大臣



くろまぐろに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (神奈川県分)
くろまぐろ（小型魚）	32.9トン
くろまぐろ（大型魚）	6.1トン

